

## お 知 ら せ

北海道の施行にかかる岩見沢市の一  
部（二号ため池地区）の  
土地改良法に基づく道営換地処分について、土地改良法（昭和  
24年法律第195号）第89条の2第10項において準用す  
る同法第54条第4項の規定により、令和8年1月20日付を  
もって公告があるので、同法第116条の規定により下記不  
動産の登記申請並びに登記事項証明書、登記事項要約書の交付  
及び公図・地積測量図等の閲覧・写しの交付については、換地  
処分の登記が完了するまで事務を停止します。

令和8年1月21日  
札幌法務局岩見沢支局  
記

事務停止区域  
岩見沢市の一  
部  
(二号ため池地区)

事務停止予定期間  
令和8年1月21日～令和8年3月中旬